

# 長野県青少年問題協議会の概要

次世代サポート課

## 1 設置根拠

地方青少年問題協議会法

長野県附属機関条例（別表 1 知事の附属機関）

## 2 審議事項

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について、必要な重要事項を調査審議すること。

（例）

- ・子ども・若者施策の推進に関すること
- ・長野県子ども・若者支援総合計画に関すること
- ・青少年の育成に関すること
- ・困難を有する子ども・若者の支援に関すること
- ・子どもの性被害防止に関すること

## 3 委員数 15名以内

## 4 任期

2年 令和8年8月1日～令和10年7月31日（予定）

## 5 報酬

日額 12,900 円（旅費別途支給）

## 6 その他

- (1) 協議会の開催は年1回を予定（令和9年度は3～4回開催）
- (2) 審議会は原則として公開で開催し、議事録を県ホームページに掲載
- (3) 令和9年度は「長野県子ども・若者支援総合計画（令和10年度～令和14年度）」策定に係る審議を予定